

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

| | | | |
|----------|--|------------|-----------------|
| 処分の内容 | 監督処分 | | |
| 根拠法令及び条項 | 那覇市法定外公共物管理規則第10条 | | |
| 処分基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) | | |
| | 公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当) | | |
| 処分基準 | 【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (監督処分) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この規則によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、法定外公共物に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な措置をとること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) 第6条の許可に付した条件に違反している者 (2) 詐偽その他不正な手段により占用者となった者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 前号に掲げる場合のほか、法定外公共物の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 | | |
| | 処分基準 設定年月日 | 昭和27年6月10日 | 処分基準 最終変更年月日 |
| 所管部署 | 都市みらい部 道路管理課 | | |
| 備考 | | | |

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。